



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

ウェルフェア・レポート[®]

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行者：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発行者)から無料で提供させて頂いております◆

LIFE 活用の課題は「医療情報の入力の手間」

～厚生労働省

厚生労働省は2月27日、第26回社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会を開催し、「令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和4年度調査)」の結果の概要を報告した。行われた調査は、①都市部、離島や中山間地域などにおける令和3年度介護報酬改定等による措置の検証、地域の実情に応じた必要な方策、サービス提供のあり方の検討、②介護保険施設のリスクマネジメント、③介護保険施設における医療および介護サービスの提供実態等、④LIFEを活用した取り組み状況の把握および訪問系サービス・居宅介護支援事業所におけるLIFEの活用可能性の検証、⑤介護現場でのテクノロジー活用——の5項目。

②では、安全対策体制加算の算定は特養が69.9%、老健が73.9%、介護医療院が50.2%であることが報告された。また、直近5年間の介護事故件数の傾向について「減少傾向にある」と回答した施設は、特養27.2%、老健25.4%、介護医療院30.8%だった。③では、施設内で提供可能な医療の割合について、「経鼻経管栄養」は老健41.7%、介護医療院93.7%、特養28.7%、「喀痰吸引(1日8回以上)」は老健50.3%、介護医療院83.7%、特養24.1%だったことなどが報告された。④では、LIFEの活用場面として(複数回答)、「利用者状態の管理・課題把握」が63.6%と最も多く、令和3年度から6.7ポイント増加。活用に当たっての課題として多く挙げたのが、「サービス計画・提供サービスの見直し」の34.8%、「服薬情報の入力」の32.9%、「疾患情報の入力」の30.6%、「職員への研修」の28.9%などだった。⑤では、介護ロボットの導入概況について、「入所・泊まり・居住系」における「導入済み」は「見守り支援機器」が30.0%、「入浴支援機器」が11.1%、「介護業務支援機器」が10.2%と上位を占めた。

これらの調査結果は概ね了承され、近く開催される介護給付費分科会に報告されることとなった。

適正な有料職業紹介事業者として新たに2社認定

～厚生労働省

厚生労働省は3月3日、「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」の今年度2回目の認定を行い、新たに5社認定したことを公表した（このうち介護分野は2社）。

同制度は、人材不足が特に顕著な医療・介護・保育分野の職業紹介事業について、紹介手数料額や採用後の早期離職などの課題への対応策として創設された。認定事業者に認定マークを付与することなどを通じて「見える化」することで、医療機関や介護施設、保育園等が職業紹介事業者を利用する際にサービス内容や品質、費用等をあらかじめ把握し、法令遵守をはじめ一定の基準を満たした適正な事業者を選択できるようになることが期待されている。

介護分野で今回認定を受けたのは、株式会社ALCと株式会社ファーストコネクト。これにより、介護分野で認定を受けている事業者は全部で21社となった。

処遇改善加算取得の計画書・実績報告書の様式を刷新

～厚生労働省

厚生労働省は3月1日、各処遇改善加算（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算）の基本的な考え方や事務処理手順、様式例の一部改正、それに伴う新たな様式を、自治体や各介護保険関係団体に通知した（介護保険最新情報 Vol.1132:令和4年度の改正内容、Vol.1133:令和5年度以降の内容）。

事務負担軽減に向けて処遇改善加算取得のための計画書・実績報告書の様式が簡素化されるが、その具体的な内容は下記のとおり。

- ①計画書における前年度と今年度の賃金額比較の省略（令和5年度より適用）
 - ・今年度の賃金改善見込額がそれぞれの加算見込額を上回ることを確認。
 - ・前年度との比較を求めず、加算以外の部分で賃金を下げないことの誓約を求める。
- ②実績報告書の3加算の賃金額比較の一本化（令和5年度より適用）
 - ・計画書と同様に、今年度の賃金改善額が加算額以上であることを確認。
 - ・そのうえで、前年度との比較は3加算一体で計算。具体的には「今年度の賃金総額」から「3加算の賃金改善額の積み上げ額」を引いた額を前年度と比較し、加算以外の部分で賃金を下げていることを確認する。
- ③事業所ごとの賃金総額等の記載の省略
（令和4年度実績報告書及び令和5年度の計画書より適用）
 - ・現行では複数の事業所を運営している場合、賃金総額や賃金改善総額等については事業所ごとの内訳を記載する必要があったが、その記載を不要とし、法人単位で確認する。

将来推計人口の見込みより早く出生数が80万人を下回る

～厚生労働省

厚生労働省は2月28日、「人口動態統計速報(令和4年12月分)」を公表した。同統計は、出生、死亡、婚姻、離婚および死産について市区町村が作成する人口動態調査票を集計したもの。

速報結果によると、令和4年の出生数は79万9,728人と前年の84万2,897人から4万3,169人減少し(5.1ポイント減)、過去最少となった。出生数が80万人を下回るのは、国立社会保障・人口問題研究所が2017年に公表した将来推計人口の見込みよりも11年早い結果となった。一方、死亡数は158万2,033人(対前年8.9ポイント増)で過去最多、死産数は1万5,714胎(同6.8ポイント減)で過去最少だった、婚姻件数は3年ぶりに増加し51万9,823組(同1.1ポイント増)、離婚件数は18万3,103組(同2.5ポイント減)——の結果が示された。

第9期介護保険事業(支援)計画のための基本指針案を提示

～厚生労働省

厚生労働省は2月27日、「第106回社会保障審議会介護保険部会」を開催し、同部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」(2022年12月)などを踏まえてまとめた第9期(2024年4月～)の介護保険事業(支援)計画のための基本指針案を提示した。

まず「基本的な考え方」として、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えること、都市部と地方で高齢化の進み方が大きく異なることを示し、「計画の見直しのポイント」として、①介護サービス基盤の計画的な整備(地域の実情に応じたサービス基盤の整備、在宅サービスの充実)、②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み(地域共生社会の実現、医療・介護情報基盤の整備、保険者機能の強化)、③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および介護現場の生産性向上(都道府県主導の下で生産性向上に資するさまざまな支援・施策を総合的に推進、介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進)——を挙げている。

審議では人材確保を求める声や、「寝たきり高齢者を少しでも減らすため、リハビリテーションの視点をより重要視すべき」といったリハビリに関する記載の拡充を求める声が複数の委員から上がった。基本指針は今年秋の告示をめざし、今後、同部会でさらに議論が行われる。

また、マイナンバーカードの活用を含め、被保険者証を電子化し、必要な情報を情報基盤から取得することによって資格を確認してサービスを受けられるようにするとの方向性も示した。

通所介護現場におけるマスク「着用」が「着用推奨」に

～厚生労働省

厚生労働省は2月24日、「新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について(その3)」(介護保険最新情報 Vol.1130)を、都道府県・市区町村の介護保険担当主管部(局)に通知した。

これは、2月10日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、感染防止対策を確保したうえで、通いの場や認知症カフェ等の取り組みを実施する際の参考となるよう、留意事項を一部見直したもの。これまでどおり基本的な防止対策の遵守を求めながらも、マスクの「着用」については「会話時には着用を推奨」「食事中以外は着用を推奨」などに変更した。

介護支援専門員の研修基準を一部改正

～厚生労働省

厚生労働省は2月22日、「介護支援専門員に係る研修の基準」と「厚生労働大臣が定める基準」の一部改正について、都道府県知事・市区町村長に通知(介護保険最新情報 Vol.1129)。関係者・関係団体等に対し、その周知徹底を求めた(適用日は2024年4月1日)。

改正の背景には、介護支援専門員に求められる能力や役割の変遷および昨今の施策動向などがあり、介護支援専門員および主任介護支援専門員の法定研修において、高齢者の権利擁護・意思決定支援の視点を強化し、適切なケアマネジメント手法に関する内容の追加を行う。

具体的には、「地域共生社会の実現に向け、科目内容を充実させるため、科目名を変更・追加」「高齢者の権利擁護・意思決定に関する内容を追加・充実させるため、対応する科目の時間数を増加」「ケアマネジメント展開の一部科目で、適切なケアマネジメント手法に関する内容を学ぶ科目となるよう科目名を変更」

「法定研修終了後の継続研修(法定外研修、OJT等)を前提に、上記の科目を追加してもカリキュラム全体の時間数が増えないよう、既存科目の時間配分を見直し」などが行われる。

これらを介護支援専門員実務研修、再研修、更新研修に適用するとともに、「ケアマネジメントの演習科目」や「ケアマネジメント実践事例の研究および発表」のいずれかの科目で、リハビリテーションおよび福祉用具の活用に関する事例を用いた演習を行うこととする。それに伴って、厚生労働大臣が定める基準の一部改正として主任介護支援専門員研修について、現行の「ターミナルケア」に、適切なケアマネジメント手法に関する知識・技術を習得するための内容を盛り込み、科目名を「終末期ケアを含めた生活の継続を支える基本的なケアマネジメント及び疾患別ケアマネジメントの理解」とする。